



●年金は70歳から受給へ

内閣府の有識者検討会は公的年金の受給開始年齢を70歳より後にできる仕組作りを盛り込んだ骨子案をまとめた。

年金の受給開始年齢は原則65歳だが、今も60～70歳の間で開始年齢を選ぶことができる。早くすれば65歳から受給するより受給額が最大で30%減り、逆に遅くすれば最大42%増える。有識者検討会では**年金の受給開始年齢を75歳まで延ばしてもいい**との意見も出ている。

★年金をもらう前に亡くなる人も多いでしょうね(笑)

●生涯現役社会

少子高齢化で労働力人口が減る中、政府は多くの高齢者に働き続けてもらいたい考えです。31人以上の規模企業において、60歳以上の常用労働者数は平成21年は約216万人でしたが、平成29年は約347万人となっており、全体の11.3%を占めています。60歳以上の人数が増加し、割合も高まっていることが分かります。

★働いて働かせて年金をもらう前に…。政府の本当の狙いはそれかも(笑)

●定年延長

継続雇用制度を導入することにより雇用確保措置をとっている企業が大半を占めていますが、65歳を超える年齢を定年に設定する企業が増加しています。

・65歳定年の企業:23,835社(前年比1,071社増加)

・66～69歳定年の企業:1,048社(同910社増加)

・70歳以上定年の企業:1,709社(同134社増加)

●無期転換権

今年の4月から本格的に労働契約法に基づく無「期転換申込権」が発生しますが、定年後の継続雇用制度により、1年などの有期契約で再雇用された労働者についても、契約期間が通算5年を超えると無期転換の申込みができるようになります。

ただし、**定年再雇用者に関しては、「有期雇用特別措置法」で無期転換申込権が発生しないという特例が設けられています。**

有期雇用特別措置法の適用を受けるためには事前に手続きを行う必要があります、「第二種計画認定・変更申請書」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けることとなります。

★注意点

有期雇用特別措置法ではあくまで自社で定年前より継続して雇用している従業員が対象です。**定年の年齢を超えた人を新たに雇用した場合は対象外となるため、就業規則で「第二定年」「第三定年」を設ける必要があります。**

●年金制度も財源も既に破綻している。

現在も保険料収入だけでは成り立っていません。人口減少や高齢者の増加は予測されていたことなのに「選挙」になると、「施策」はそっちのけで、選挙に勝つことばかりが争点になり、施策はその場しのぎで後手後手です。

我々が後世のためにできることは、**生涯働いて保険料を納めて、年金を受給せずに** スパッとあの世へ行くことなのかもしれませんね。



●横領と退職金相殺・放棄

問1.使い込みをした社員の退職金と使い込み額を相殺できますか？

【答】 できます。必ず、合意書を作成し本人に署名をさせてください。

但し、使用者が労働者の同意を得て行う相殺については、労働者の自由な意思に基づいてされている限り、判例上も賃金全額払いに反するものではないと言っています。

また、退職金の放棄に関しても、自由な意思に基づいてなされる限り賃金全額払いの原則に抵触することはありません。(日新製鋼事件 最判H2.11.26)

●休職の申出又は同意？

問2.欠勤を繰り返す社員に対して本人の申出又は同意がないと休職させることはできませんか？

【答】 同意は必要ありません。

休職とは、本来社員本人の申し出や同意に基づいて取得させるものではなく、欠勤が続くなどの状況があり、会社が休職を必要と判断した場合に、社員に対して命ずるものとなります。なぜ会社の方で社員を休職させるか否かを判断し命じるのかということ、そもそも休職制度が労働基準法等の法令で義務づけられている制度ではなく、会社が任意に設けているものだからです。

●復職の判断と賃金

問3.復職の判断は、誰がしますか？

【答】 最終的に治癒しているか否かを判断するのは、原則として会社です。

医師の診断書は、復職の可否についての判断材料となりますが、必ずしも会社はそれに拘束されるものではありません。よって、会社が当該診断書を提出した医師、会社の産業医等の意見を聴き、復職可能かどうかを客観的に判定することになります。

問4.復職時に賃金を引き下げてもいいですか？

【答】 一方的には減額できません。

賃金を引き下げる場合は、必ず休職時に**同意書が必要**になります。また、就業規則にも復職時の賃金が減額改定される旨を規定してください。なぜならこの根拠があって初めて認められるからです。

【まとめ】

賃金や労働条件を**下げる内容**や、賃金から**控除**したり、**賃金債権を放棄**させたりする場合は**必ず「書面」で行う**ことが重要です。「言った、言わない」はダメ！です。

それも**「後で」**ではなく**「その場」で署名**させることが大事です。